

2020年6月10日

国民民主党

代表 玉木 雄一郎 様

部落解放同盟中央本部

執行委員長 組坂 繁之

新型コロナウイルス問題対策本部

本部長 西島 藤彦

事務局長 赤井 隆史



## 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

日頃よりの部落問題をはじめ、あらゆる差別問題・人権問題の解決におけた取り組みに敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大にともなう「緊急事態宣言」は5月25日に全国解除が決定しましたが、今後とも感染拡大に対する措置を中心に最大限の取り組みが求められています。

とくに、この間の医療従事者やその家族と感染者、一定のルールを守りながら営業を継続している小売業者、飲食店などへの嫌がらせ、暴言や差別言動、DV（家庭内暴力、配偶者暴力）の増加は、長引く「自粛」による社会的不安や不満を背景にしたものであり、差別を許さない、すべての人の人権が守られる安全、安心の社会づくりが急務の課題となっています。また、中小企業の倒産など、経済、経営状態の悪化による採用取り消し、派遣および非正規労働者の解雇、雇い止めを含む雇用情勢の不安定化に対しても早急な対応が必要とされています。

つきましては、感染予防と感染拡大に対する取り組みを強化していただくとともに、以下の点について要望をまとめましたので、ご検討をいただき、施策の具体化をすすめていただくようお願い申し上げます。

## 〔1〕医療体制の充実、整備の支援について

①感染症予防および拡大に対する保健所および医療体制の充実において、地方公共団体への特段の財政支援をすすめること。

## 〔2〕生活支援および雇用対策など安心安全の社会づくりについて

①感染症拡大による生活支援、相談体制の充実において、「生活困窮者自立支援法」にもとづく生活困窮者自立相談支援機関を緊急的に拡充するための自立相談支援員の増員と地域包括支援センターや隣保館などの配置施設の拡充などが必要であることから、地方公共団体に対する予算措置を講ずること。

②住居確保給付金に関して、所得要件などの緩和、給付期間の延長など、実効ある措置となるように施策の拡充を図ること。

③雇用調整助成金について、事業所側から休業を要請された労働者が早期に受け取れるような制度に変更すること。

④感染症拡大による「自粛」要請などで、DV（家庭内暴力、配偶者暴力）が増加しており、各地の配偶者暴力相談支援センターの事業に対する支援、とくに人権啓発活動の強化をすすめること。

⑤中小および零細事業者の経営状況悪化に対する支援策を強化すること。

⑥感染症拡大による企業の採用取り消しや解雇者、雇い止めを防止する措置を講ずること。

## 〔3〕保育・教育の充実および機会均等の確保、進路指導について

①感染症拡大防止とともに、児童・生徒に対する教育の機会均等の確保のために、少人数のクラス編成が可能となるように、教室定数の基準改善や教職員定数の増員をはじめ、保育園や幼稚園の運営充実の実現において、必要な財政支援を講ずること。

②感染症拡大による児童・生徒たちへのオンライン学習で、教育の機会均等の確保のために、機材確保、情報通信環境などの条件整備についての支援策を講ずること。

③ひとり親世帯への児童扶養手当の増額および奨学金の給付、返還免除などの措置を講ずること。

④高校・専門学校および短大・大学卒業予定者の就職問題に関して、感染症拡大を理由にした採用取り消しなどがないように、経済団体などへの協力要請をおこなうこと。

#### 〔4〕差別防止および救済のための人権委員会の設置について

①感染拡大による医療従事者やその家族、感染者などに対する差別言動が続いており、あらゆる機会に差別撤廃や人権確立におけた人権教育・啓発活動を強力にすすめること。

②さまざまな差別の防止および救済のための実効ある措置として、国内人権委員会設置を中心とする法的措置を講ずること。

#### 〔5〕インターネット上の人権侵害への対応について

①インターネット上における差別情報や人権侵害情報に対する速やかな削除を可能にする法的措置を検討すること。

②現行の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）および「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」などの関係法律の抜本的強化・改正をおこなうこと。